

裁量ペナルティー ガイドライン (艇)

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、そのペナルティーはゼロ点(ペナルティーなし)からDNE(除外できない失格)の範囲に及びます。ペナルティーの決定に、プロテスト委員会はこのガイドラインを用います。
2. ただし、違反が故意あるいは悪質な場合には、プロテスト委員会はRRS2(公正な帆走)に基づくペナルティー(DNE)を考慮します。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、具体的な規則違反に対するバンドが示されています。表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。
5. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。
 - バンド 1: 0 - 10% (中点 5%)
 - バンド 2: 10 - 30% (中点 20%)
 - バンド 3: 30 - 70% (中点 50%)
 - バンド 4: DSQ
6. まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
 - (a) 違反は偶発的であったか？
 - (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか？
 - (c) 競技者は、違反を自らプロテスト委員会に報告したか？
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反行為の原因になったか？

令和4年度全九州高等学校体育大会
第50回全九州高等学校ヨット競技大会
兼全国高等学校総合体育大会ヨット競技九州地区予選会

8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
- (a) 違反は繰り返されたか？
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか？
 - (c) 競技者は、違反を隠そうとしたか。
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか。
9. プロテスト委員会は、ペナルティーを加重すべきか軽減すべきかを決定するために、その他の質問をすることができます。
10. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
- (a) 得点は、DSQの得点より悪くはない。
 - (b) パーcentageペナルティーは、小数点以下第2位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、抗議が全てのレースにおいて有効である限り、影響した全てのレースにペナルティーが課される。
 - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則64.1に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれます。
- (a) 「DPガイドに基づき、出発点を●●%と決定した。」
 - (b) 「●●であったので、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 - (c) 「●●であったので、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
 - (d) 「ペナルティーは●●%とし、[当日のすべてのレースに]または[第●レースに]適用される。」
12. 裁量ペナルティーの出発点の基準となる得点について
各シリーズにおける裁量ペナルティーの出発点の基準となる得点は、参加艇数とする。

令和4年度全九州高等学校体育大会
第50回全九州高等学校ヨット競技大会
兼全国高等学校総合体育大会ヨット競技九州地区予選会

表1 規則違反と対応するバンド

NOR10	計測		
	NOR10	定められた手続きに従わなかった。 帆走性能に影響を与える可能性があった、または影響を与えた。 繰り返し違反した。	2 3-4 4
NOR13	保険		
	NOR13	定められた規則を遵守しなかった。	1-4
NOR13(9) SI4	健康管理/行動規範		
	NOR13(9) SI4	定められた規則を遵守しなかった もっともな理由がある もっともな理由がなかった	1-2 2-3
NoR13(4) SI18	安全規定		
	NoR13(4) SI18	もっともな理由があった もっともな理由がなかった	1-2 2-3
SI5	陸上で発せられる信号		
	SI5.2	バースを離れた 出艇した(艇を水面に浮かべることを含む) 捜索が発動した、または発動する可能性があった	1 2 3-4
SI11	スタート		
	SI11.2	艇や運営艇に影響を与えていない 艇または運営艇を妨害した 艇または運営艇に損傷・傷害を引き起こした 違反した後に指導に従わなかった	1 2 3 4
SI19	乗員の交代と装備の交換		
	SI19	指示に従わなかった もっともな理由がある もっともな理由がなかった	1 3
SI20	装備と計測のチェック		
	SI20	指示に従わなかった もっともな理由がある もっともな理由がなかった	1 3
SI24	無線通信		
	SI24	安全に関わる緊急の場合 援助にあたる情報を得た それ以外の場合	0 4 2-3

令和 4 年度全九州高等学校体育大会
第 50 回全九州高等学校ヨット競技大会
兼全国高等学校総合体育大会ヨット競技九州地区予選会

RRS47	ごみの処分		
	RRS47	意図的にゴミを廃棄した。	4
クラス規則	クラス規則		
		セール番号と国を示す文字に不備があった。	1
		セールストッパーが無いか、または適切ではない位置にあった。	2
		バンドを越えてセールを展開した。	3
		製造業者が供給および統制する装備を改変した。	3
		禁止されるハル/フォイル表面の整形または再仕上げを行った。	4
		登録されていない装備を使用した(ただし認証されている)。	3
		安全装備の非搭載、または、不適切な安全装備であった。	1-4
		禁止された GPS またはその他の電子機器を使用した。	4
		認証されていない装備を使用した。	4
		補正おもりがない、または、正しくない位置にある。	4
		規定された許容範囲を超える装備(損傷又は通常の損耗を除く)	
		・艇速に影響する可能性がなかった。	1
	・艇の性能に影響する可能性はあるが、明らかでは無かった。	2	
	・艇の性能に明らかな影響がある	4	

表2 ペナルティーを決定するための一般的な質問

違反行為が危険を及ぼす可能性があったか？	
いいえ。	1
及ぼす可能性はあったが、確かではない。	2-3
はい。	4
その艇が、競技上の有利を得ていないことを証明できますか？	
はい、有利を得た可能性はなかった。	1
いいえ、有利を得た可能性はあったが、確かではない。	2-3
いいえ、有利を得た。	4
その違反行為がセーリング・スポーツの名誉を傷つける可能性があったか？ (注: スポーツの名誉を傷つけ可能性があるとプロテスト委員会が判断し、特に他の規則が適用されない場合、規則 69 に基づく処置を検討する。)	
いいえ。	1
懸念されるが、確かではない。	2-3
はい。(プロテスト委員会は、規則 69 に基づく処置を検討する。)	4
その違反行為が損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？	
いいえ。	1
可能性はあったが、確かではない。	2-3
はい。	4

裁量ペナルティー ガイドライン(支援者・支援艇)

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲は支援者・支援艇に与える場合には、警告から規則69(不正行為)に基づく処置までです。ペナルティーは、このガイドラインに沿って決定されます。
2. プロテスト委員会は、RRS60.3(d)、64.5に基づき、支援者・支援艇の規則違反を理由に関係する艇にペナルティーを与えることができます。艇に与える場合はゼロ点(ペナルティーなし)からDSQ(失格)までです。ペナルティーはこのガイドラインに沿って決定されます。
3. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。不正行為の場合、支援者と支援艇に対するペナルティーはRRS69に従って決定されます。
4. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。表1には、規則違反に対するレベルが示されています。表2は、関係する艇にペナルティーを与えると決定した場合の規則違反に対するバンドが示されています。
5. 支援者・支援艇にペナルティーを与える場合は、次の5つのレベルに分けられます。

レベル 1: 警告

レベル 2: その支援者または支援艇を1レース以上、出艇させない

レベル 3: その支援者または支援艇を1日以上、出艇させない

レベル 4: その支援者または支援艇を1日以上、大会会場に入れない

レベル 5: その支援者または支援艇を大会期間中の大会会場に入れない。および/または規則69に基づく不正行為でその支援者を告発するなど、規則の規定に従ってプロテスト委員会の権限内でその他の措置を講じる。

関係する艇にペナルティーを与える場合は、次の4つのバンドに分けられます。

バンド 1: 0 - 10% (中点 5%)

バンド 2: 10 - 30% (中点 20%)

バンド 3: 30 - 70% (中点 50%)

バンド 4: DSQ

6. まず、表1と表2を用いて、どのレベル/バンドに相当するかを決定します。決定したレベル/バンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、レベル/バンド内でのペナルティーの増減やレベル/バンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。

令和4年度全九州高等学校体育大会
第50回全九州高等学校ヨット競技大会
兼全国高等学校総合体育大会ヨット競技九州地区予選会

7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
- (a) 違反は偶然であったか、または回避できなかったか？
 - (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか？
 - (c) 支援チーム以外の誰かが、その違反行為を犯したか？
 - (d) 支援者は違反を認め、調査に貢献したか？
8. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
- (a) 違反は判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか？
 - (b) 違反を隠そうとしたか？
 - (c) 誰かに迷惑をかけたか？
 - (d) 支援者は更なる違反を犯したか？
9. プロテスト委員会は、ペナルティーを加重すべきか軽減すべきかを決定するために、その他の質問をすることができます。
10. 艇にペナルティーを与えると決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
- (a) 得点は、DSQの得点より悪くはならない。
 - (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第2位を四捨五入する。
 - (c) その違反が競技上の優位性に影響を与えた場合、影響した全てのレースにペナルティーが課される。
 - (d) その違反が競技上の優位性に影響を与えない場合には、規則64.1に定める通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
11. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述が含まれます。
- (a) 「DPガイドに基づき、出発点を●●と決定した。」
 - (b) 「●●であったので、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 - (c) 「●●であったので、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
 - (d) (支援者または支援艇にペナルティーを与える場合)
「ペナルティーは●●とする。」
(関係する艇にペナルティーを与えると決定した場合)
「艇のペナルティーは●●とし、[当日の全レースに]または[第●レースに]適用する。」

令和4年度全九州高等学校体育大会
第50回全九州高等学校ヨット競技大会
兼全国高等学校総合体育大会ヨット競技九州地区予選会

表1 規則違反と対応するレベル

NOR13	支援艇		
SI22	NOR13	セーリング会場内に未登録の支援艇がいた	3-4
	NOR13(5)	識別旗を指示通り掲揚していたが、飛んだ	1-2
	SI22.2	識別旗を指示通り掲揚していなかった	3-4
	SI22.1	立ち入り禁止区域の外に留まらない、または指定区域内に留まらなかった	1-4
	SI22.3	救助要請に従わなかった指示に従わなかった	1-5
	SI22.4	もっともな理由がある もっともな理由がなかった	1-2 3-4

表2 艇へのペナルティーを決定するための一般的な質問とバンド

その艇は、競技上の有利を得たか？	
有利を得る可能性はない。	1
有利を得る可能性がある。	2-3
はい、明らかに有利を得た。	4
プロテスト委員会が事前の審問に続いてペナルティーが課せられる可能性があるとして書面でその艇に警告した後、支援者または支援艇が更なる違反を犯した。 その違反行為により損傷または負傷が発生する可能性はあったか？	
いいえ。	1
及ぼす可能性はあったが、確かではない。	2-3
はい。	4
その違反行為により安全性が損なわれる可能性はあったか？	
いいえ。	1
可能性はあったが、確かではない。	2-3
はい。	4
その違反行為がセーリング・スポーツの名誉を傷つける可能性はあったか？	
いいえ。	1
可能性はあったが、確かではない。	2-3
はい。	4

2022年6月16日

プロテスト委員長
米 良 格